## 令和7年度黑石市中小企業信用保証料補給金交付要綱

## 第1 目的

この制度は、市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者として創業しようとする者(以下「中小企業者等」という。)であって、青森県特別保証融資制度に基づく融資について青森県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)が債務の保証を行った場合に、予算の範囲内で信用保証料の補給を行うことにより、中小企業者等の経費負担の軽減を図り、積極的な新規事業への取組と中小企業振興に資することを目的とする。

#### 第2 保証対象

別表に掲げる融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に住所を有し、かつ、事業所を有すること。
- (2) 市税に滞納がないこと。

#### 第3 実施期間

この要綱の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### 第4 保証料の補給額

保証料の補給額は、青森県信用保証協会が県要綱に基づき算出した額の10分の7(ただし、県による保証料の補給がある場合には補給後の全額)とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額及び青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)①に係る保証料の0.2%に相当する額については補助対象外とする。

# 第5 その他

この要綱に定めない事項については、黒石市、信用保証協会が協議の上決定する。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表

制度	対象融資	対象融資額	対象融資期間
青森県「青森新時代」 への架け橋資金特別 保証融資制度	青森県「青森新時代」 への架け橋資金特別保 証制度要綱2(1)①、② (3)、(4)①、⑤、⑥、 (5)④	1,000 万円 以内	運転及び設備資金 7 年以内(うち据置期間1 年)
青森県事業活動応援 資金特別保証融資制 度	青森県事業活動応援 資金特別保証融資制 度要綱 2(1)	2,000 万円 以内	運転及び設備資金 10 年以内(うち据置期間2 年)